

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第14号

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則（昭和58年瀬戸市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第9条関係）	別表第1（第8条関係）
<省略>	<省略>
別表第2（第10条関係）	別表第2（第9条関係）
<省略>	<省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。